

# 令和5年度 高山市立西小学校いじめ防止基本方針

令和5年5月15日改定

## はじめに

高山市では、平成18年11月20日に児童代表や生徒会が中心となって「ストップ！いじめ宣言」が採択され、学校としても児童の内発的喚起を促しながらいじめ問題に立ち向かってきた経緯がある。

本校は「心ゆたかに たくましく 生きる子」を教育目標に、本年度は「つたえる スマイル 自分から」を合言葉として、自分と仲間のことを大切に、誰にでも笑顔で、よりよくかかわる児童の育成、自立力を育むことを目指し取り組んでいる。本校の児童および学校職員、地域においてもいじめ撲滅への願いは強く、「いじめは絶対に許さない」と捉えつつも「いつ、誰にでも起こり得ること」として広い視野でいじめと向き合い、いじめから逃げずに日々の教育活動を行っている。

ここに定める「西小学校いじめ防止基本方針」は、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という）の第13条を踏まえ、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

## 1 いじめの問題に対する基本的な考え方

### 1\_1 定義

法：第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校等に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

### 1\_2 基本認識

教育活動全体を通じて、以下の認識に基づき、いじめの防止等に当たる。

「いじめは、人間として絶対に許されない」

「いじめは、どの子どもにも、どの学校においても起こり得る」

「いじめは、見ようと思って見ないと見つけにくい」

### 1\_3 学校としての構え

- 学校は、児童の心身の安全・安心を最優先に、危機感をもって未然防止、早期発見・早期対応並びにいじめ問題への対処を行い、児童を守る。

- 全ての教職員が一致協力した組織的な指導体制により対応する。
- 「いじめは、人間として絶対に許されない」という意識を、教育活動全体を通じてどの子にも徹底する。
- 「いじめをしない、させない、許さない学級・学校づくり」を進め、どの子も大切にす教職員の意識や日常的な態度を醸成する。
- いじめが解消したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行い、保護者と連携を図りながら見届ける。

## 2 いじめの未然防止のための取組及び措置

### 2\_1 魅力ある学級・学校づくり

- 全ての児童が大切な学校・学級の一員であり、どの子も仲間と関わり、自己存在感を味わいながら、望ましい人間関係をつくる。また、仲間のよさを認め合う学級経営・仲間や自分のよさ見つけを充実させることで、自己肯定感や自己有用感を高める。
- いじめや偏見等を見逃さず、学級活動はもとより児童会活動等でも適時取り上げ、児童が主体的に問題解決に取り組むよう指導する。
- 教育活動全体を通じて、全教職員が自他の生命のかけがえのなさや人を傷付けることが絶対許されないこと、いじめは人として絶対に許されないとの雰囲気学校全体に醸成していく、または、具体的な場面で繰り返し指導する。
- 「学級・学校に居場所がある」ということが感じられるような、心の成長を支える教育相談に努める。
- 日頃から、児童が教師に悩みを打ち明けられるような信頼関係を構築することに努める。また、「マイサポーター制度」を整え、自ら相談したい人を指名して児童が気軽に大人に相談できる体制を整える。

### 2\_2 「わかる・できる授業」の推進

- 全ての児童が、主体的に活動したり、互いに認め合ったりする中で、「わかった、できた」という達成感を味わえるよう、教科指導を充実する。
- 「わからない」「できない」という児童を大切にする。
- 授業場面において、挙手している児童への指名のみならず、挙手がない児童への意図的指名や机間指導、グループでの交流等を通して広くその思考を捉えながら授業を進める。
- 学習グループによる活動においては、どの子にもねらいとする活動が保障されるよう留意する。
- 仲間との話し合いを通して、考えを広め、深めて課題を解決する力を身につける。

## 2\_3 生命や人権を大切にする指導（豊かな心の育成）

- 様々な人と関わり合って社会性を育み、他人の心の痛みや生きることの喜び等を理解できるように、自然や生き物との触れ合いや幅広い世代との交流、ボランティア活動等の心に響く豊かな体験活動を充実する。
- 教育活動全体を通じて、命を大切にする心、他を思いやる心、自律の心、確かな規範意識等が育つ道徳教育を充実する。
- 誰もが差別や偏見を許さず、互いに思いやりの心をもって関わることのできるための「認識力」「行動力」「自己啓発力」「問題解決力」を育む人権教育を充実し、人権尊重の気風がみなぎる学校づくりを進める。
- 仲間が失敗したり、間違えたりしたとき、嘲笑などせず、励まし合う気持ちを育てる。
- 新型コロナウイルス感染症等、感染者やその周りの人への差別や心ない言動等がないよう、正しい判断力を身に付けさせる指導を推進する。
- 「ぎふ いのちの教育」を推進し、S O S の出し方や受け止め方の教育も並行して行う。

## 2\_4 全ての教育活動を通じた指導（自己指導能力の育成）

教育活動全体を通じて、以下の3点に留意した指導を充実する。

- 児童に自己存在感を与える
- 共感的な人間関係を育成する
- 自己決定の場を与え自己の可能性の開発を援助する

※正しいことを行う意味と価値を考えさせて判断させる。

## 2\_5 情報モラル教育の推進

- インターネット上のトラブルやSNSの使い方、スマートフォンや通信型ゲーム機等の取扱いに関する指導の徹底について、教職員及び保護者の間で共通理解を図る。
- スマートフォンや通信型ゲーム機等を介した誹謗中傷等への適切な対応に関する啓発や情報モラル教育等についての指導を一層充実する。
- 児童会で自分たちの情報機器の使い方や情報モラルについて考え、交流することで啓発活動の充実を図る。

## 2\_6 幼保・小・中への引継ぎ

- 小学校の情報については、小学校教員と中学校教員が面談を実施し、確実に引き継ぐ。
- 保育園、幼稚園と引き継ぎ会を開催し、情報を共有する。

## 2\_7 学校運営協議会との連携

- 学校運営協議会において、学校のいじめ未然防止における取組みや課題等を共有し、学校と地域が連携していじめの未然防止に努める意識を高める。

## 3 いじめの早期発見・早期対応

### 3\_1 アンケート調査等の実施を含めた的確な情報収集、校内連携体制の充実

- いじめ等の問題行動の未然防止、早期発見・早期対応ができるよう、日記、日常的な声かけ、チェックシートの活用、定期的なアンケート（記名式）の実施等、多様な方法で児童のわずかな変化の把握に努めるとともに、変化を多面的に分析し、対応に生かす。
- 県いじめ調査等を全教職員の共通理解の上で実施し、「いじめ未然防止・対策委員会」（「いじめ未然防止・対策委員会の設置」参照）で学校の状況等を確認し、対策を検討する。
- 学級担任や教科担任、養護教諭等全教職員が、些細なサインも見逃さない、きめ細かい情報交換を日常的に行い、いじめの認知に関する意識を高める。
- スクールカウンセラーや相談員の役割を明確にし、組織としての協力体制を整える。

### 3\_2 教育相談の充実

- 教職員は、受容的かつ共感的な態度で傾聴・受容する姿勢を大切に、教育相談を進める。特に、問題が起きていない時こそ信頼関係が築けるよう、日頃から児童理解に努める。
- 問題発生時においては、「大丈夫だろう」と安易に考えず、問題が深刻になる前に早期に対応できるよう、危機意識をもって児童の相談に当たる。
- 児童の変化に組織的に対応できるようにするため、生徒指導主事や教育相談主任を中心に、担任、養護教諭、スクールカウンセラー、相談員等、校内の全教職員がそれぞれの役割を相互理解した上で協力し、保護者や関係機関等と積極的に連携を図る。
- 「マイサポーター制度」を充実させ、いつでも気軽に相談できる環境づくりを進める。また、普段から児童の話を丁寧に聞き、相談内容に対して誠実に対応する。

### 3\_3 教職員の研修の充実

- 年度当初の職員会をはじめ、必要に応じて適宜職員研修を行い、「いじめ防止 これだけは！」「教育相談 これだけは！」といった各種啓発資料等を活用したり、対応マニュアルを見直したりして、一人ひとりの教職員が、早期発見・早期対応、未然防止に取り組むことができるよう、校内研修を充実する。
- いじめの事案があった際には、再発防止策の検討やその事案から生きた教訓を学ぶなど、教職員の研修を行う。

### 3\_4 保護者との連携

- 日頃から開かれた学級・学校経営を行い、積極的に家庭や地域からの情報を収集し、指導の効果をあげるように努める。
- 児童や保護者の相談は、いつでも誰にでも相談してよいことを通信等で知らせる。

- いじめの事実が確認された場合、いじめられた側、いじめた側の保護者にどちらにも丁寧に報告、説明し、お互いに協力して共に解決に向かうことができるよう、指導を進める。

### 3\_5 関係機関等との連携

- いじめを中心とする生徒指導上の諸問題を学校だけで抱え込まず、その解決のために、日頃から市教育委員会や警察、子ども相談センター、民生委員、学校運営協議会、保護者代表等とのネットワークを大切に、早期解決に向けた情報連携と行動連携を行い、問題の解決と未然防止を図るように努める。
- インターネット上の誹謗中傷等については、保護者の協力を得ながら迅速に事実関係を明らかにするとともに、状況に応じて警察等の関係機関と連携して解決に当たる。

## 4 いじめ未然防止・対策委員会の設置

法：第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うため、また、重大事態の調査を行う組織として、以下の委員により構成される「いじめ防止・対策委員会」を設置する。

#### 【いじめ防止対策委員会】

学校職員：校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、担任、教育相談主任、養護教諭、**保健主事**  
 学校職員以外：保護者代表（PTA会長）、学校運営協議会委員、スクールカウンセラー

※事態が重大な場合

スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、民生児童委員、人権擁護委員等 を加える

「学校運営協議会」においてもいじめについての情報提供や話題作りを積極的に行い、地域全体としてもいじめに対して前向きに取り組む姿勢を促す。

## 5 いじめ未然防止、早期発見・早期対応の年間計画

月	取組内容	備考
4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ P T A 総会等での「学校いじめ防止基本方針」の説明</li> <li>・ 職員研修会の実施（「方針」、前年度のいじめの実態と対応等）</li> <li>・ 高山市いじめ問題対策協議会における取り組みを全職員で共有</li> <li>・ 必要に応じてケース会議を開き、対応の仕方を話し合う。話し合ったことを職員で共通理解し、組織で解決に努める。</li> <li>・ 児童会のめあてに、仲間に関わる内容を取り入れる。</li> <li>・ 生徒指導だよりによる保護者との情報共有・方針発信</li> </ul>	「方針」の確認 ケース会議は必要に応じて実施する
5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ We b ページ等により「方針」等の発信</li> <li>・ スクールカウンセラーによる SOS 発信の授業</li> <li>・ 第1回心のアンケート（記名式）の実施、教育相談の実施</li> </ul> ※校内関係者のみによる校内委員会は4月当初から随時実施	
6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報モラルについての職員研修</li> <li>・ 学校運営協議会で「方針」説明</li> </ul>	
7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第1回「教職員の取組評価（学校評価）アンケート」の実施（対策等の見直し）</li> <li>・ 第1回県いじめ調査</li> <li>・ 第2回校内「いじめ未然防止・対策委員会」の実施</li> <li>・ 情報モラルについての授業</li> <li>・ 職員会（夏休み前までのいじめ防止対策の取組の振り返り）</li> </ul>	第1回県いじめ調査
8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員研修会（ネットいじめも含めた研修会・教育相談研修会）</li> <li>・ Q U 学習会など職員研修実施</li> </ul>	夏季休業中の指導
9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高山市いじめ問題対策協議会での中間研究を全職員で共有</li> <li>・ 第2回心のアンケート（記名式）の実施、教育相談の実施</li> </ul>	
10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第3回校内「いじめ未然防止・対策委員会」の実施</li> <li>・ 職員会（いじめ防止対策の取組についての中間交流）</li> <li>・ 「ストップ！いじめ宣言」強化月間</li> </ul>	
11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「ひびきあいの日」に向けた取組（全校でよりよいかかわり方の取組）</li> <li>・ 第3回心のアンケート（記名式）の実施、教育相談の実施</li> </ul>	
12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「ひびきあいの日」</li> <li>・ 第2回「教職員の取組評価（学校評価）アンケート」の実施（次年度に向けて）</li> <li>・ 第2回県いじめ調査</li> </ul>	冬季休業中の指導
1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員会（冬休み前までのいじめ防止対策の取組の振り返り）</li> <li>・ 教職員による次年度の取組計画</li> <li>・ 第4回心のアンケート（記名式）の実施、教育相談の実施</li> </ul>	
2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第4回「いじめ未然防止・対策委員会」の実施（本年度のまとめ及び来年度の計画立案）</li> <li>・ 学校運営協議会で現状等の説明</li> </ul>	
3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第3回「教職員の取組評価アンケート」（1年間の評価）</li> <li>・ 第3回県いじめ調査</li> </ul>	次年度への引き継ぎ

## 6 いじめ問題発生時の対応

### 6\_1 いじめ問題発生時・発見時の初期対応

#### 【組織対応】

「いじめ未然防止・対策委員会」で方針を確認し、事実確認や情報収集、保護者との連携等、役割を明確にした組織的な動きをつくる。

#### 【主な対応】

- いじめの訴え、情報、兆候の察知
- 管理職等への報告と対応方針の決定
- 事実関係の丁寧で確実な把握（複数の教員で組織的に、保護者の協力を得ながら、背景も十分聞き取る）
- いじめを受けた側の児童のケア（必要に応じて外部専門家に力を借りる）
- いじめた側の児童への指導（背景についても十分踏まえた上で指導する）
- 保護者への報告と指導についての協力依頼（いじめた側の児童及び保護者の謝罪を含む）
- 関係機関との連携（市教育委員会への報告、警察や子ども相談センター等との連携）※ いじめと認知した事案についてはすべて市教育委員会に報告する。
- 経過の見守りと継続的な支援（保護者との連携）

#### 【対応の重点】

- いじめの兆候を把握したら、教職員は速やかに報告し、組織で情報共有し、組織的かつ丁寧に事実確認を行う。
- いじめの事実が確認できた、或いは疑いがある場合には、いじめを受けた（疑いがある）児童の気持ちに寄り添い、安全を確保しつつ組織的に情報を収集し、迅速に対応する。
- いじめに関する事実が認められた場合、教育委員会に報告するとともに、いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し、家庭と連携しながら児童への指導に当たる。
- いじめた児童が、いじめは人格を傷つけ、生命、身体または財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、いじめを受けた児童やその保護者の思いを受け止め、自らの行為を反省する指導に努める。
- いじめを受けた児童に対しては、保護者と連携しつつ児童を見守り、心のケアまで十分配慮した事後の対応に留意するとともに、二次被害や再発防止に向けた中・長期的な取組を行う。
- 保護者の理解や協力を十分に得ながら指導に当たり、児童の今後に向けて一緒になって取り組んでいこうとする前向きな協力関係を築くことを大切にする。
- いじめを見ていた児童などいじめが起きた集団に対しても、自分の問題として捉えさせる。誰かに知らせるなどの行動に移す勇気をもつことや、学級全体で話し合うなどして、いじめを根絶しようとする態度を行きわたらせる。

※事例を取り上げる際は被害児童生徒・保護者の理解を得る。

## 6\_2 「重大事態」と判断された時の対応

いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときには、重大事態が発生したものとして、以下の対応を行う。

### 【主な対応】

- 市教育委員会へ「第一報」を速やかに報告する。
- 当該重大事態と同種の事態発生を防止に資するため、市教育委員会の指導の下に、事実関係を明確にするための調査に当たる。
- 上記調査を行った場合は、調査結果について、市教育委員会へ報告するとともに、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- 児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。

### 【いじめ解消の定義】

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- いじめに係る行為（心理的又は物理的）が止んでいる状態が少なくとも3ヶ月継続してやんでいること。相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。
- いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめ行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。（被害児童本人及び保護者に対し、苦痛を感じていないか面談等により確認する。）

## 7 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価において次の2点を加味し、適正に学校の取組を評価する。

- いじめの早期発見の取組に関すること
- いじめの再発を防止するための取組に関すること

## 8 個人情報等の取扱い

### 個人調査（アンケート等）について

いじめ問題が重大事態に発展した場合は、重大事態の調査組織においても、アンケート調査等が資料として重要となることから、5年間保存する。